

グループホーム風倶楽部

運営規程

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(指定短期利用認知症対応型共同生活介護・指定介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人高陽会が設置するグループホーム風倶楽部（以下、「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護従業者（以下、「従業者」という。）が、認知症の症状を伴う要介護状態又は要支援状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症の症状によって自立した日常生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものとする。指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症の症状によって自立した日常生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、連携を行う介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関等に加えて、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、保健医療サービス事業者及び福祉サービス事業者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うものとする。

- 6 前5項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条

指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行い、第三者への委託は行わない。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム風俱樂部
- (2) 所在地 和歌山県橋本市高野口町名古屋926-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 2名(常勤兼務)

管理者は、従業者の管理、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して第2条第6項の基準のうち、運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 2名(常勤兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、第9条の介護計画を作成するとともに、連携を図る介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護従業者 24名(常勤兼務2名、常勤専従14名、非常勤専従8名)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

- (4) 調理員 2名(非常勤専従2名)

(利用定員)

第6条

事業所の利用定員は18名とする。

内訳 1階(1ユニット):9名 2階(2ユニット):9名

（利用者の生活時間）

第7条

利用者の生活サイクルに応じた1日の生活時間は、次のとおりとする。

日中の時間帯 6：00～21：00

夜間及び深夜の時間帯 21：00～6：00

（指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

第8条

指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- （1）入浴、排せつ、食事、更衣等の介助
- （2）日常生活上の世話
- （3）日常生活の中での機能訓練
- （4）健康チェック
- （5）相談、援助

（短期利用共同生活介護）

第9条

事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は、一つの共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、予め30日以内の利用期間を定める。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿って事業所の計画作成担当者が介護計画を作成することとし、当該介護計画に従ってサービスを提供する。
- 5 利用者が入院等の理由で長期に渡って不在となる場合、利用者及び家族の同意を得た上で短期利用共同生活介護の居室として使用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

（介護計画の作成）

第10条

指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際に、計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容を説明し同意を得るとともに、当該介護計画を利用者に交付するものとする。
- 3 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、介護計画の作成後は、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づいて利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

（利用料等）

第11条

指定認知症対応型共同生活介護の提供を行った場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行った場合の利用料の額は、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 家賃については、月額1,500円とする。
- 3 水道光熱費については、月額600円とする。
- 4 食事の提供に要する費用については、月額1,000円とする。
- 5 寝具の提供に要する費用（敷布団、掛布団、敷布、包布、枕、枕カバーのリース代）については、月額70円とする。
- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの（例：紙おむつ代、医療費など）については、その実費を徴収する。
- 7 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料及びその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について事前に文書で説明した上で、同意を得ることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けたときは、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（入退居に当たっての留意事項）

第12条

指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者又は要支援者であって認知症である者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- （１）認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - （２）認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - （３）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者である等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居した後の生活環境や介護の連続性に配慮し、適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
 - 5 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図ることとする。

（衛生管理等）

第13条

事業所は、事業所において感染症や食中毒が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （１）事業所における感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染症や食中毒の発生及びまん延の状況によっては、リモートでの開催も可能とする）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果等について従業者に周知する。
 - （２）事業所における感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための基本的な指針を整備する。
 - （３）従業者に対し、感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための措置を講じるにあたり、必要に応じて事業所を管轄する保健所の助言及び指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（緊急時における対応方法）

第14条

指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、主治医又は事業所が定めた協力医療機関に速やかに連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を分析し、再発を防止するための必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第15条

事業所は、消防計画及び風水害や地震等の非常災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すものとする。なお、計画の内容は、従業者に説明及び周知するものとする。

- 2 事業所は、防火管理者又は火気及び消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、協力医療機関及び連携施設等との連絡方法や支援体制について、定期的に確認を行うものとする。

（業務継続計画の策定）

第16条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について説明及び周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第17条

指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を分析し、再発を防止するための必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、提供を行った指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関して、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供を行った指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者等からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査等に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（情報の公表）

第18条

事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（以下、「解釈通知」という。）第三の五の四の（４）に基づき、ホームページへの掲載、利用者又はその家族への提供、事業所内での掲示、運営推進会議での報告等、適切な方法で公表するものとする。

- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び当事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用及び申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に事業所の利用者であった者及びその家族を含む）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む）に係る内容は、これに該当しない。

（個人情報の保護）

第19条

事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族に関する個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意を予め文書により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第20条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。また、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束廃止に関する事項）

第21条

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わないものとする。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合は、身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより行うものとする。

（従業者の就業環境の確保）

第22条

事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- （2）従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- （3）その他ハラスメント防止のための必要な措置

（地域との連携等）

第23条

事業所は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員若しくは事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、概ね2か月に1回以上、運営推進会議に対し事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表するものとする。

（協力医療機関等）

第24条

事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変に備えるため、予め協力医療機関を定める。なお、定める際は以下の要件を満たすように努める。

- （1）利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護師が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- （2）診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- 2 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関と急変時の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を自治体に提出する。
- 3 利用者が協力医療機関等に入院した後、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居できるように努める。

（その他運営に関する重要事項）

第25条

事業所は、従業員の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
- （2）継続研修 年12回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、契約が終了した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人高陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月16日から施行する。

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。